

介護サービス事業者
基準確認シート
(令和6年度版)

介護予防支援

事業所名称

所在地

電話番号

記入者名

記入年月日

年 月 日



基準確認シートについて

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員及び運営並びに介護給付費の算定に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 点検結果について、該当する項目へチェックを入れてください。

3 留意事項

- ① 事業所への運営指導が行われるときは、他の必要書類とともに市へ提出してください。この場合、控えを必ず保管してください。
- ② 基本となる省令（条例）、告示及び通知での令和6年4月の改正・適用部分には下線を附しています。項目自体が新設の場合は、項目に【新】を附しています。
- ③ この「基準確認シート」は、令和7年4月8日までの情報により作成しています。省令や告示、通知などは随時改正される場合がありますので、必要に応じて、厚生労働省のウェブサイト「介護保険最新情報」などを確認してください。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- 予 防 条 例 … さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例（平成26年さいたま市条例第88号）
- 法 … 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）
- 施 行 令 … 介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）
- 施 行 規 則 … 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）
指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
○ 「平18厚令37」 … 予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
○ 「平18-0331003」 … 予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年老振発第
0331003号・老老発第0331016号）
- 「平18厚労告129」 … 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生
労働省告示第129号）
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上
○ 「平18-0317001」 … の留意事項について（平成18年3月17日老計発第317001号老振発第317001号老
老発第317001号）
(平成11年3月31日厚生省令第38号)
- 「平27厚労告95」 … 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
- 「平21厚労告83」 … 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域
(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)
- 「高齢者虐待防止法」 … 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成17年法律第124号)

基準確認シート 目 次

項目	内 容	ページ
第1	基本方針	
1-1	介護予防支援の基本方針	1
第2	人員に関する基準	
2-1	用語の定義	2
2-2	従業者の員数	2
2-3	管理者	3
第3	運営に関する基準	
3-1	内容及び手続きの説明及び同意	4
3-2	提供拒否の禁止	5
3-3	サービス提供困難時の対応	6
3-4	受給資格等の確認	6
3-5	要支援認定の申請に係る援助	6
3-6	身分を証する書類の携行	6
3-7	利用料等の受領	6
3-8	保険給付の請求のための証明書の交付	7
3-9	指定介護予防支援の業務の委託	7
3-10	法定代理受領サービスに係る報告	7
3-11	利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	8
3-12	利用者に関する市町村への通知	8
3-13	管理者の責務	8
3-14	運営規程	8
3-15	勤務体制の確保	8
3-16	業務継続計画の策定等	10
3-17	設備及び備品等	11
3-18	従業者の健康管理	11
3-19	感染症の予防及びまん延の防止のための措置	11
3-20	掲示	13
3-21	秘密保持	13
3-22	広告	14
3-23	介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等	14
3-24	苦情処理	14
3-25	事故発生時の対応	15
3-26	虐待の防止	16
3-27	会計の区分	18
3-28	記録の整備	18
3-29	電磁的記録等	19
第4	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
4-1	指定介護予防支援の基本取扱方針	20
4-2	指定介護予防支援の具体的取扱方針	20
4-3	介護予防支援の提供に当たっての留意点	33
第5	変更の届出	
5-1	変更の届出	34
第6	介護給付費の算定及び取扱い	
6-1	基本的事項	35
6-2	介護予防支援費	35
6-3	【新】高齢者虐待防止措置未実施減算	36

項目	内 容	ページ
6-4	【新】業務継続計画未策定減算	36
6-5	【新】中山間地域等居住者加算	36
6-6	サービス種類相互間の算定関係	36
6-7	初回加算	36
6-8	委託連携加算	36

基準確認シート

項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令
第1 基本方針			
1-1 介護予防支援 の基本方針	<p>① 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して介護予防支援の事業を行っていますか。</p> <p>※ 介護保険制度においては、要支援者である利用者に対し、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じて保健・医療・福祉にわたる指定介護予防サービス等（指定介護予防サービス・指定地域密着型介護予防サービス）が、多様なサービス提供主体により総合的かつ効率的に提供されるよう、介護予防支援を保険給付の対象として位置づけたものであり、その重要性に鑑み、保険給付率についても特に10割としているところです。</p> <p>※ 介護保険制度の基本理念である「自立支援」、すなわち利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を継続するということを実現するため、利用者が要支援者であることに鑑み、介護予防の効果が最大限発揮され、利用者が有している生活機能の維持・改善が図られるよう、目標指向型の計画を作成し、支援することができるかどうかという視点から検討を行い支援を行ってください。</p> <p>※ 介護予防支援の事業については、市町村が設置する地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受け、主体的に行なう業務としており、常にこの基本方針を踏まえた事業運営を図らなければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第2条第1項 平18厚令37 第1条の2第1項 平18-0331003 第1の1
	<p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して指定介護予防支援の事業を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第2条第2項 平18厚令37 第1条の2第2項 平18-0331003 第2の1
	<p>③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等（介護予防サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者）に不当に偏することのないよう、公正中立に指定介護予防支援を提供していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第2条第3項 平18厚令37 第1条の2第3項 平18-0331003 第2の1
	<p>④ 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第2条第4項 平18厚令37 第1条の2第4項 平18-0331003 第2の1
	<p>⑤ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第2条第5項 平18厚令37 第1条の2第5項 平18-0331003 第2の1
	<p>⑥ 法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行なうよう努めていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第2条第6項 平18厚令37 第1条の2第6項 平18-0331003 第2の1

	※ 介護予防支援を行うに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でP D C Aサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。		法第118条の2
--	--	--	----------

第2 人員に関する基準

2-1 用語の定義	<p>「常勤」 当該事業所における勤務時間（当該事業所において、介護予防支援以外の事業を行っている場合には、当該事業に従事している時間を含む。）が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいいます。 ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとします。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が「産前産後休業」、「母性健康管理措置」、「育児休業」、「介護休業」、「育児休業に準ずる休業」を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことができます。</p> <p>「専らその職務に従事する」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。</p>		平18-0331003 第2の2(3)①
2-2 従業者の員数	<p>① <u>地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者は、当該事業所ごとに1以上の員数の介護予防支援の提供に当たる必要な数の担当職員を置いていますか。</u></p> <p>② <u>居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者は、当該事業所ごとに1以上の員数の介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければなりません。</u></p> <p>※ <u>地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者が配置する担当職員は、次のいずれかの要件を満たす者であって、都道府県が実施する研修を受講する等介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者を充てる必要があります。</u> ア 保健師 イ 介護支援専門員 ウ 社会福祉士 エ 経験ある看護師 オ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事</p> <p>※ 担当職員は、上記の要件を満たす者であれば、地域包括支援センターの職員等と兼務して差し支えありません。</p> <p>※ 利用者の給付管理に係る業務等の事務的な業務に従事する者については、上記の要件を満たしていなくても差し支えありません。</p> <p>※ 居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者は、<u>介護予防支援事業所に介護支援専門員を、事業が円滑に実施できるよう、必要数を配置しなければなりません。</u></p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当	予防条例 第4条第1項 平18厚令37 第2条第1項
		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当	予防条例 第4条第2項 平18厚令37 第2条第2項 平18-0331003 第2の2

	<p>※ <u>当該介護支援専門員は、当該居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受け、当該居宅介護支援事業所において介護予防支援を行う場合にあっては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と兼務して差し支えありません。</u></p> <p>※ 地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者は、担当する区域の状況を踏まえ、必要な担当職員を配置するか、あるいは居宅介護支援事業者に業務の一部を委託することにより、適切に業務を行えるよう体制を整備する必要があります。</p> <p>※ 配置する職員について常勤又は専従等の要件を付していませんが、事業所の営業時間中は、常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があり、担当職員がその業務上の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に担当職員に連絡が取れるなど利用者の支援に支障が生じないよう体制を整えておく必要があります。</p> <p>※ 担当職員が非常勤の場合や他の事業と兼務している場合にも、介護予防支援の業務については、介護予防支援事業者の指揮監督に基づいて適切に実施するよう留意しなければなりません。</p> <p>※ <u>居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者についても上記に準じます。</u></p>		平18-0331003 第2の2(1)①
2-3 管理者	<p>① 事業所ごとに常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>② <u>地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者が置く管理者は、専らその職務に従事していますか。</u></p> <p>※ ただし、介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとします。</p> <p>※ 管理者は、事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が地域包括支援センターの業務を兼務していて、その業務上の必要性から不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要があります。</p> <p>③ <u>居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者が置く管理者は、主任介護支援専門員をあてていますか。</u></p> <p>※ <u>以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とします。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生、急な退職や転居等不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届け出た場合 なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができます。 ・ 特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合（さいたま市内の事業所は該当しません。） </p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第5条第1項 平18厚令37 第3条第1項 平18-0331003 第2の2(2)
	<p>□はい <input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>非該当</p>	予防条例 第5条第2項 平18厚令37 第3条第2項 平18-0331003 第2の2(2)	
	<p>□はい <input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>非該当</p>	予防条例 第5条第3項 平18厚令37 第3条第3項 平18-0331003 第2の2(2)	

<p>④ ③の管理者は、専らその職務に従事していますか。</p> <p>※ ただし、次の場合は、必ずしも常勤専従の管理者でなくても差し支えないときがあります。</p> <p>① 当該介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</p> <p>② 他の事業所の職務に従事する場合（その管理する介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>※ 他の事業所とは、必ずしも介護予防サービス事業所に限るものではなく、例えば、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）、病院、診療所、薬局等の業務に従事する場合も、当該居宅介護支援事業所の管理に支障がない限り認められるものです。</p> <p>※ 管理者は、当該介護予防支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があります。管理者が介護支援専門員を兼務していて、その業務上の必要性から当該事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要があります。</p> <p>※ 訪問系サービスの事業所において訪問サービスそのものに従事する従業者と兼務する場合（当該訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）及び事故発生時や災害発生等の緊急時において管理者自身が速やかに当該介護予防支援事業所又は利用者の居宅に駆け付けることができない体制となっている場合は管理者の業務に支障があると考えられます。</p>		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当	予防条例 第5条第4項 平18厚令37 第3条第4項 平18-0331003 第2の2(2)
--	--	---	---

第3 運営に関する基準

3-1 内容及び手続 の説明及び同意	<p>① 介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを利用するため必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>※ 高齢者の主体的なサービス利用を実現するために、説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行ってください。</p> <p>※ 同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望まれます。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第6条第1項 平18厚令37 第4条第1項 平18-0331003 第2の3(2)
	<p>② 介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるもの</u>であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等の説明を行い、理解を得ていますか。</p> <p>※ 介護予防支援は、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定し、常に利用者の目標に沿って行われるものであり、介護予防サービス計画は基本方針及び利用者の選択を尊重し、自立を支援するために作成されるものです。</p> <p>このため、介護予防支援について利用者の主体的な取組が重要であり、利用者から担当職員に対して複数の介護予防サービス事業者等の紹介を求める等につき十分説明を行わなければなりません。</p> <p>なお、利用申込者又はその家族に説明を行うにあたっては、併せて、<u>介護予防サービス計画原案に位置付けた介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについても説明を行うとともに、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行い、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ることが望ましいです。</u></p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第6条第2項 平18厚令37 第4条第2項 平18-0331003 第2の3(2)

	<p>③ 介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員（居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。）の氏名及び連絡先を当該病院又診療所に伝えるよう求めていますか。</p> <p>※ 利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた介護予防サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援や退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながることから、介護予防支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進するため、利用者又はその家族に事前に協力を求める必要があることを規定したものです。</p> <p>なお、より実効性を高めるため、日頃から担当職員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険者証、お薬手帳等と合わせて保管すること依頼しておくことが望されます。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第6条第3項 平18厚令37 第4条第3項 平18-0331003 第2の3(2)
	<p>【①の重要事項説明書の交付に代えて電磁的方法による重要事項の提供】</p> <p>(1) 事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができます。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> イ 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 <p>(2) 上記(1)に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。</p> <p>(3) 上記(1)の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。</p> <p>(4) 事業者は、上記(1)により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 上記(1)に規定する方法のうち事業者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式 <p>(5) 上記(4)の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはなりません。</p> <p>ただし、当該利用申込者又はその家族が再び上記(4)の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第6条第4～8項
3-2 提供拒否の禁止	<p>○ 正当な理由なく介護予防支援の提供を拒んでいませんか。</p> <p>※ 介護予防支援の公共性に鑑み、原則として、介護予防支援の利用申込に対しては、応じなければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第7条 平18厚令37 第5条 平18-0331003 第2の3(3)

	<p>※ 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合としては、次のとおりです。</p> <p>ア 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>イ 利用申込者が他の介護予防支援事業者にも併せて介護予防支援の依頼を行っていることが明らかな場合</p> <p>ウ 当該事業所（居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。）の現員からは利用申込に応じきれない場合</p>		
3-3 サービス提供困難時の対応	<p>○ 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の事業者の紹介その他の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 通常の事業の実施地域とは、事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいいます。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第8条 平18厚令37 第6条
3-4 受給資格等の確認	<p>○ 介護予防支援の提供を求められた場合には、被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第9条 平18厚令37 第7条
3-5 要支援認定の申請に係る援助	<p>① 被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力をしていますか。</p> <p>※ 被保険者が介護予防支援事業者に要支援認定の申請に関する手続きを代わって行わせることができること等を踏まえ、被保険者から要支援認定の申請の代行を依頼された場合等においては、介護予防支援事業者は必要な協力を行わなければなりません。</p> <p>② 介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p>※ 要支援認定の申請がなされていれば、要支援認定の効力が申請時に遡ることにより、指定介護予防支援の利用に係る費用が保険給付の対象となります。</p> <p>③ 要支援認定の更新の申請が、遅くとも有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第10条第1項 平18厚令37 第8条第1項 平18-0331003 第2の3(4)①
3-6 身分を証する書類の携行	<p>○ 利用者が安心して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、提示すべき旨を指導していますか。</p> <p>※ 身分を証する書類には、事業所の名称、担当職員の氏名を記載した上、写真を貼付したものとすることが望されます。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第11条 平18厚令37 第9条 平18-0331003 第2の3(5)
3-7 利用料等の受領	<p>① 指定介護予防支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（償還払いとなる場合）と、介護予防サービス計画費の額（代理受領がなされる場合）との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の経費が他方へ転嫁等されることがないよう、不合理な差額を設けてはなりません。</p> <p>※ これによって、償還払いの場合であっても原則として利用者負担が生じないことになります。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第12条第1項 平18厚令37 第10条第1項 平18-0331003 第2の3(6)①

	<p>② 居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者は、①の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者から受けていますか。</p> <p>※ 居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者が介護予防支援の提供に関して、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において介護予防支援を行う場合の交通費の支払いを利用者から受けることができるこことし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けることは認めません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当	予防条例 第12条第2項 平18厚令37 第10条第2項 平18-0331003 第2の3(6)②
	<p>③ 居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者は、②に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p>※ 居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者は、②の交通費の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等について説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当	予防条例 第12条第3項 平18厚令37 第10条第3項 平18-0331003 第2の3(6)③
3-8 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>○ 利用者が保険給付の請求を容易に行えるよう、提供した指定介護予防支援について利用料の支払を受けた場合（償還払いとなる場合）には、利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第13条 平18厚令37 第11条 平18-0331003 第2の3(7)
3-9 指定介護予防支援の業務の委託	<p>○ 指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の事項を遵守していますか。</p> <p>ア 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るために地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。</p> <p>イ 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。</p> <p>ウ 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。</p> <p>エ 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、基本方針、運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>※ 事業者が業務の一部を委託する場合にはアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行えるよう配慮しなければなりません。</p> <p>※ 受託する指定居宅介護支援事業者が本来行うべき指定居宅介護支援の業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう、委託する業務の範囲及び業務量について十分に配慮しなければなりません。</p> <p>※ 委託を行ったとしても、指定介護予防支援に係る責任主体は地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者です。</p> <p>ア 委託を受けた指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画原案を作成した際には、介護予防サービス計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行ってください。</p> <p>イ 委託を受けた指定居宅介護支援事業者が評価を行った際には、評価の内容について確認を行い、今後の方針等について必要な援助・指導を行ってください。</p> <p>ウ 委託を行った指定居宅介護支援事業所との関係等について利用者に誤解のないよう説明しなければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	法 第115条の23 第3項 予防条例 第14条 平18厚令37 第12条 平18-0331003 第2の3(8)
3-10 法定代理受領サービスに関する報告	<p>① 每月、国民健康保険団体連合会に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した給付管理票を提出していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第15条第1項 平18厚令37 第13条第1項

3-11 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	<p>○ 利用者が要介護認定を受け、指定居宅介護支援事業者に変更した場合等に、変更後の指定居宅支援事業者等が滞りなく給付管理票の作成・届出等の事務を行なうことができるよう、利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第16条 平18厚令37 第14条
3-12 利用者に関する市町村への通知	<p>○ 指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</p> <p>ア 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 イ 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>※ ア、イの場合、市町村が、既に支払った保険給付の徴収や保険給付の制限を行うことができるため、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第17条 平18厚令37 第15条 平18-0331003 第2の3⑪
3-13 管理者の責務	<p>① 管理者は、担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p>② 管理者は、担当職員その他の従業者に運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p>※ 介護予防支援事業所の管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位の介護予防支援の提供を行うため、当該介護予防支援事業所の担当職員等の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等を一元的に行なうとともに、職員に指定基準の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う必要があります。</p> <p>また、管理者は、日頃から業務が適正に執行されているか把握するとともに、従業者の資質向上や健康管理等、ワーク・ライフ・バランスの取れた働きやすい職場環境を醸成していくことが重要です。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第18条第1項 平18厚令37 第16条第1項
3-14 運営規程	<p>○ 指定介護予防支援の事業の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定介護予防支援の提供を確保するため、事業所ごとに、運営規程として次の事項を定めていますか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針 イ 職員の職種、員数及び職務内容 ※ 担当職員とその他の従業者に区分し、員数及び職務内容を記載してください。 ウ 営業日及び営業時間 エ 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ※ 利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載してください。 オ 通常の事業の実施地域 ※ 客観的にその区域が特定されるものとしてください。 カ 虐待の防止のための措置に関する事項 キ その他運営に関する重要事項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第19条 平18厚令37 第17条 平18-0331003 第2の3⑬
3-15 勤務体制の確保	<p>① 利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p>※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、担当職員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第20条第1項 平18厚令37 第18条第1項 平18-0331003 第2の3⑭①

<p>※ 非常勤の担当職員については、他の業務と兼務する場合には、他の業務に支障がないよう配慮しなければなりません。</p> <p>※ 勤務の状況等は、管理者が管理する必要があり、非常勤の担当職員を含めて事業所の業務として一体的に管理されていることが必要です。 したがって、非常勤の担当職員が兼務する業務の事業所を介護予防支援の拠点とし独立して利用者ごとの介護予防支援台帳の保管を行うようなことは認められないものです。</p>		
<p>② 事業所ごとに、担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供していますか。</p> <p>※ 担当職員の補助の業務についてはこの限りではありません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第20条第2項 平18厚令37 第18条第2項
<p>③ 担当職員の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第20条第3項 平18厚令37 第18条第3項
<p>④ 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。</p> <p>ア 事業主が講ずべき措置の具体的な内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりです。 特に以下の内容に留意してください。</p> <p>(1) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第20条第4項 平18厚令37 第18条第4項 平18-0331003 第2の3⑭③

	<p>業者に周知・啓発すること。</p> <p>(2) 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>イ 事業主が講じることが望ましい取組について</p> <p>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、上記「ア 事業主が講ずべき措置の具体的な内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。</p> <p>(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)</p>		
3-16 業務継続計画 の策定等	<p>① 感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p>② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。</p> <p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p> <p>※ 介護予防支援事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。<u>さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。</u></p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>予防条例 第20条の2 平18厚令37 第18条の2</p> <p>平18-0331003 第2の3⑮①</p> <p>平18-0331003 第2の3⑮②</p>

	<p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>	<input type="checkbox"/> 策定済 <input type="checkbox"/> 未策定	
	<p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一緒に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一緒に実施することも差し支えありません。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<input type="checkbox"/> 感染症対応研修 <input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 未実施	平18-0331003 第2の3⑮③
	<p>※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一緒に実施することも差し支えありません。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<input type="checkbox"/> 災害対応研修 <input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 未実施	平18-0331003 第2の3⑮④
3-17 設備及び備品等	<p>○ 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p>※ 事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、介護予防支援の業務に支障がない場合には、地域包括支援センターが行う他の事業（居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受けて、当該居宅介護支援事業所において介護予防支援を行う場合にあっては、居宅介護支援事業）の用に供する事務室又は区画と同一のものであっても差し支えありません。</p> <p>※ 相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等はプライバシーが守られ、利用者が直接出入りできるなど利用しやすいよう配慮する必要があります。</p> <p>※ 他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、運営に支障がない場合は、他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第21条 平18厚令37 第19条 平18-0331003 第2の3⑯
3-18 従業者の健康管理	○ 担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第22条 平18厚令37 第20条
3-19 感染症の予防及びまん延の防止のための措置	<p>○ 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>一 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第22条の2 平18厚令37 第20条の2 平18-0331003 第2の3⑰
		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとしてください。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（感染対策担当者）を決めておくことが必要です。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。

（※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ隨時開催する必要があります。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

感染対策委員会は、介護予防支援事業所の従業者が1名である場合は、イの指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えありません。この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましいとされています。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。

ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

担当職員等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録が必要です。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応に

	<p>について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>		
3-20 掲示	<p>① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示していますか。</p> <p>※ 事業者は、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を、事業所の見やすい場所に掲示してください。その際に次に掲げる点に留意する必要があります。</p> <p>ア 事業所の見やすい場所とは、重要な事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。</p> <p>イ 担当職員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、担当職員の氏名まで掲示することを求めるものではありません。</p> <p>② ①の重要な事項の掲示に代えて、重要な事項を記載した書面を当該介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させていますか。</p> <p>※ 重要な事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。</p> <p>③ 原則として、重要な事項をウェブサイトに掲載していますか。</p> <p>※ この規定は、令和7年度から義務付けられます。（令和6年厚生労働省令第16号附則第2条）</p> <p>※ 原則として、重要な事項を当該介護予防支援事業者のウェブサイトに掲載することを規定したものですが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことといいます。</p> <p>※ 介護予防支援事業者が、自ら管理するホームページ等を有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合は、これを行わないことができます。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、上記①による掲示は行う必要がありますが、これを上記②の備え付けや「3-29 電磁的記録等」①の電磁的記録により行うことができます。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当	予防条例 第23条第1項 平18厚令37 第21条第1項 平18-0331003 第2の3①①
3-21 秘密保持	<p>① 担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>※ ①及び次の②に係る措置は、一般的には、従業者から秘密保持誓約書等を収取ることや雇用契約書等に記載すること、就業規則に規定すること等が行われています。いずれの場合であっても、秘密保持の期間が、在職中だけでなく、退職後も含まれることが明確になっていることが必要です。</p> <p>② 担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決めるなどの措置を講じてください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第24条第1項 平18厚令37 第22条第1項 平18-0331003 第2の3①①
		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第24条第2項 平18厚令37 第22条第2項 平18-0331003 第2の3①②

	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p>※ サービス担当者会議等において、担当職員及び介護予防サービス計画に位置付けた各介護予防サービスの担当者が課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や支援すべき総合的な課題等の個人情報を共有するためには、あらかじめ、文書により利用者及び家族から同意を得る必要があります。</p> <p>※ 介護予防支援においては特に、サービス担当者会議に介護予防サービス事業者、主治医のほか地域において利用者を支援する取組を行う住民等の様々な関係者が参加する機会が多くなることが想定されますが、サービス担当者会議において用いられた個人情報が正当な理由なく目的外に使用されないよう、例えば法令上の守秘義務がない者に対しては、個人情報を適切に取り扱う旨に同意する文書を提出させるなど、個人情報の保護に留意する必要があります。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	預防条例 第24条第3項 平18厚令37 第22条第3項 平18-0331003 第2の3(1)(③)
3-22 広告	○ 広告の内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	預防条例 第25条 平18厚令37 第23条
3-23 介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等	<p>① 事業者及び管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。</p> <p>※ 事業者は公正で中立性の高い事業運営を行う必要があり、介護予防サービス計画はあくまで利用者の支援すべき総合的な課題に即したものでなければなりません。</p> <p>※ 例えば、事業者又は管理者が、同一法人系列の介護予防サービス事業者のみを位置付けるように指示すること等により、支援すべき総合的な課題に反するばかりでなく、事実上他の介護予防サービス事業者の利用を妨げることを指します。</p> <p>※ 担当職員は、介護予防支援費の加算を得るために、支援すべき総合的な課題に即さない介護予防サービスを介護予防サービス計画に位置付けることがあります。</p> <p>ましてや事業者及び管理者は、担当職員に同旨の指示をしてはなりません。</p> <p>※ 指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターにおいては、地域包括支援センター運営協議会が設けられ、介護予防支援の事業を含め地域包括支援センターが行う事業の公正かつ中立な運営を確保するために関わることから、地域包括支援センター運営協議会においては、この規定が遵守されているかどうかについても、適宜把握する必要があります。</p> <p>② 担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。</p> <p>③ 事業者及び従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受していませんか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	預防条例 第26条第1項 平18厚令37 第24条第1項 平18-0331003 第2の3(20) ①
3-24 苦情処理	<p>① 指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。</p> <p>※ 具体的には、指定介護予防支援等についての苦情の場合には、利用者又は家族、指定介護予防サービス事業者等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて利用者に説明しなければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	預防条例 第27条第1項 平18厚令37 第25条第1項 平18-0331003 第2の3(21) ①

	<p>※ 苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載するべきものです。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、「3-20 掲示」③に準ずるものとします。</p>		
	<p>② 苦情を受け付けた場合は、苦情の内容等を記録していますか。</p> <p>※ 苦情に対し事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の内容等を記録してください。</p> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p> <p>※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第27条第2項 平18厚令37 第25条第2項 平18-0331003 第2の3(21)②
	<p>③ 自ら提供した指定介護予防支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第27条第3項 平18厚令37 第25条第3項
	<p>④ 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第27条第4項 平18厚令37 第25条第4項
	<p>⑤ 自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第27条第5項 平18厚令37 第25条第5項
	<p>⑥ 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第27条第6項 平18厚令37 第25条第6項
	<p>⑦ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第27条第7項 平18厚令37 第25条第7項
3-25 事故発生時の対応	<p>① 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 利用者が安心して指定介護予防支援の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を規定したものです。</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望されます。</p> <p>※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じてください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第28条第1項 平18厚令37 第26条第1項 平18-0331003 第2の3(22)
	<p>② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第28条第2項 平18厚令37 第26条第2項
	<p>③ 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p>※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望されます。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第28条第3項 平18厚令37 第26条第3項

3-26 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じていますか。		予防条例 第28条の2 平18厚令37 第26条の2
	一 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	二 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	三 当該事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	四 上記一から三に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>※ (高齢者虐待に該当する行為)</p> <p>ア 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ウ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。 オ 利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。</p> <p>※ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、介護予防支援事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであります、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の未然防止 <ul style="list-style-type: none"> 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ・ 虐待等の早期発見 <ul style="list-style-type: none"> 介護予防支援事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。 ・ 虐待等への迅速かつ適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。 <p>以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。</p> <p>①虐待の防止のための対策を検討する委員会（第一号）</p> <p>虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門</p>		高齢者虐待防止法第2条 平18-0331003 第2の3(24)	

	<p>家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支え 없습니다。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること <p>②虐待の防止のための指針(第二号)</p> <p>介護予防支援事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 <p>③虐待の防止のための従業者に対する研修（第三号）</p> <p>従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものとともに、当該介護予防支援事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行いうものとします。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該介護予防支援事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録が必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。</p> <p>④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第四号）</p> <p>介護予防支援事業所における虐待を防止するための体制として、上記①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。<u>なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。</u>ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。</p>	
--	--	--

	(※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		
3-27 会計の区分	<p>○ 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分していますか。</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法については、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号）、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振第18号）を参考にしてください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第29条 平18厚令37 第27条 平18-0331003 第2の3(23)
3-28 記録の整備	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p>② 利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>ア 条例第32条第14号に規定する介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>イ 個々の利用者ごとに次の事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>(ア) 介護予防サービス計画</p> <p>(イ) 条例第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>(ウ) 条例第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>(エ) 条例第32条第15号の規定による評価の結果の記録</p> <p>(オ) 条例第32条第16号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>ウ 条例第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の太陽及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>エ 条例第17条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>オ 条例第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>カ 条例第28条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第30条第1項 平18厚令37 第28条第1項

3-29 電磁的記録等	<p>① 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例（省令）の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができますが、下記のとおり取り扱ってください。</p> <p>※ 書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。</p> <p>ア 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によつてください。</p> <p>イ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によつてください。</p> <p>① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取つてできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>ウ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によつてください。</p> <p>エ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当	予防条例 第35条第1項 平18厚令37 第33条第1項 平18-0331003 第2の6(1)
	<p>② 事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができますが、下記のとおり取り扱っていますか。</p> <p>※ 利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができますとしましたものです。</p> <p>ア 電磁的方法による交付は、第3－1の電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によつてください。</p> <p>イ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。</p> <p>ウ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。</p> <p>※ イ、ウでは、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。</p> <p>エ その他、電磁的方法によることができますとされているものは、アからウまでに準じた方法によつてください。ただし、介護予防支援基準又は介護予防支援基準通知（平18-0331003）の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従つてください。</p> <p>※ 上記①電磁的記録により行う場合及び②電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当	予防条例 第35条第2項 平18厚令37 第33条第2項 平18-0331003 第2の6(2)

第4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準				
4-1 指定介護予防 支援の基本取 扱方針	① 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第31条第1項 平18厚令37 第29条第1項	
	② 介護予防の効果を最大限に發揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第31条第2項 平18厚令37 第29条第2項	
	③ 自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第31条第3項 平18厚令37 第29条第3項	
4-2 指定介護予防 支援の具体的 な取扱方針	① 管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第1号 平18厚令37 第30条第1号 平18-0331003 第2の4(1)①	
	② 介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 ※ 介護予防支援は、利用者及び家族の主体的な参加及び自らの目標に向けての意欲の向上と相まって行われることが重要です。 このため、利用者及び家族の十分な理解が求められます。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第2号 平18厚令37 第30条第2号 平18-0331003 第2の4(1)②	
	②-2 介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていませんか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第2号 の2 平18厚令37 第30条第2号 の2	
	②-3 上記(2-2)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※ 上記(②-2)、(②-3)は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当	予防条例 第32条第2号 の3 平18厚令37 第30条第2号 の3 平18-0331003 第2の4(1)③	
	※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 なお、当該記録は、5年間保存しなければなりません。			
	※ 「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年・厚生労働省)では、身体拘束等を行うことが認められている「緊急やむを得ない場合」とは、次の①～③の要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られるとしています。また、同手引きに、「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」(参考例)が示されています。 ①切迫性(利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと) ②非代替性(身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと) ③一時性(身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること)			
	③ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第3号 平18厚令37 第30条第3号	

		平18-0331003 第2の4(1)④
<p>④ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。</p> <p>※ 予防給付の対象となるサービス以外とは、例えば、利用者本人の取組、家族が行う支援、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等、更には、こうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練などが考えられます。</p> <p>※ 介護予防サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者や家族の意向を踏まえた課題分析の結果に基づき、総合的かつ目標指向的な計画となるよう努めなければなりません。 この場合には、介護保険制度の基本理念等について、利用者が十分理解できるよう、担当職員は丁寧に説明をし、適切なサービスを利用者が選択できるよう専門的な観点から利用者の個別性を踏まえ、助言しなければなりません。</p> <p>※ 地域包括支援センターにおいては、日常生活全般を支援する上で、利用者や家族の意向を踏まえた課題分析の結果に基づき、予防給付等対象サービスであるか否かに関わらず、地域で不足していると思われるサービス等が提供されるよう関係機関等に働きかけていくことが必要です。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第4号 平18厚令37 第30条第4号 平18-0331003 第2の4(1)⑤
<p>⑤ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、利用者から介護予防サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するとともに、介護予防サービス計画案を利用者に提示する際には、地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に対して提供していますか。</p> <p>※ 担当職員は、利用者自身が主体的に意欲をもって介護予防に取り組むことを基本に、これを支援するものです。 このため、担当職員は、利用者による適切なサービスの利用に資するよう、利用者から介護予防サービス計画案の作成にあたって複数の介護予防サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するとともに、介護予防サービス計画案を利用者に提示する際には、当該利用者が居住する地域の介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとします。</p> <p>※ 特定の介護予防サービス事業者又は地域密着型介護予防サービスに不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる介護予防サービス計画原案を最初から提示するようなことがあります。</p> <p>※ 例えば集合住宅等において、特定の介護予防サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはならないが、介護予防サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定介護予防サービス事業所のみを介護予防サービス計画に位置づけるようなことはあってはなりません。</p> <p>※ 地域の介護予防サービス事業者等の情報を提供するに当たっては、都道府県又は指定情報公表センターが公表を行っている情報等についても活用してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第5号 平18厚令37 第30条第5号 平18-0331003 第2の4(1)⑥

<p>⑥ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次の各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に發揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援すべき総合的な課題を把握していますか。</p> <p>ア 運動及び移動 イ 家庭生活を含む日常生活 ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション エ 健康管理</p> <p>※ 介護予防サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要です。 このため担当職員は、介護予防サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行うこととなります。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第6号 平18厚令37 第30条第号 平18-0331003 第2の4(1)⑦
<p>⑦ 担当職員は、アセスメント（解決すべき課題の把握）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して行っていますか。 また、この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及び家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。</p> <p>※ 担当職員は、アセスメントに当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して行わなければなりません。 この場合において、事前に要支援認定の認定調査結果、主治医意見書等により、一定程度利用者の状態を把握しておく必要があります。</p> <p>※ 面接に当たっては、利用者や家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、担当職員は、面接の趣旨を利用者及び家族に対して十分に説明し、理解を得なければなりません。 このため、担当職員は面接技法等の研鑽に努めることが重要です。</p> <p>※ アセスメントの結果について記録するとともに、5年間保存しなければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第7号 平18厚令37 第30条第7号 平18-0331003 第2の4(1)⑧
<p>⑧ 担当職員は、利用者の希望及びアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及び家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成していますか。</p> <p>※ 担当職員は、介護予防サービス計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、目標指向型の介護予防サービス計画原案を作成しなければなりません。 したがって、介護予防サービス計画原案は、アセスメントの結果、利用者が目標とする生活、利用者及び家族の意向を踏まえ、地域における指定介護予防サービス等が提供される体制を勘案した上で、実現可能なものとする必要があります。</p> <p>※ 介護予防サービス計画原案には、目標、目標についての支援のポイント、ポイントを踏まえ、具体的に本人等のセルフケア、家族、インフォーマルサービス、介護保険サービス等により行われる支援の内容、これらの支援を行う期間等を明確に盛り込み、達成時期には介護予防サービス計画及び各指定介護予防サービス等の評価を行い得るようにすることが重要です。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第8号 平18厚令37 第30条第8号 平18-0331003 第2の4(1)⑨

<p>⑨ 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた介護予防サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議）の開催により、利用者の状況等に関する情報を指定介護予防サービス等の担当者と共有するとともに、介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。</p> <p>ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるることができます。</p> <p>※ 担当職員は、新規に介護予防サービス計画原案を作成したときは、利用者の情報を各サービスの担当者等で共有するとともに、利用者が抱えている課題、目標、支援の方針等について協議し、各サービスが共通の目標を達成するためには具体的なサービスの内容として何ができるかについて相互に理解するなどについて、利用者や家族、介護予防サービス計画原案作成者、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービスの担当者、主治医、インフォーマルサービス担当者等からなるサービス担当者会議を必ず開催することが必要です。</p> <p>また、これらの各サービスの担当者でサービス担当者会議に参加できない者については、照会等により専門的見地からの意見を求めれば差し支えないこととされていますが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や介護予防サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要があります。</p> <p>※ サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について、利用者又は家族の同意を得なければなりません。</p> <p>※ テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ サービス担当者会議の要点又は担当者への照会内容について記録するとともに、5年間保存しなければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第9号 平18厚令37 第30条第9号
<p>⑩ 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。</p> <p>※ 介護予防サービス計画に位置付ける指定介護予防サービス等の選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、介護予防サービス計画は利用者の希望を尊重して作成されなければなりません。</p> <p>このため、介護予防サービス計画原案の作成に当たって、これに位置付けるサービスについて、また、サービスの内容についても利用者の希望を尊重することとともに、作成された介護予防サービス計画の原案についても、最終的には、その内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を得ることを義務づけることにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。</p> <p>※ 説明及び同意を要する介護予防サービス計画原案とは、いわゆる「介護予防サービス・支援計画書」に相当するものすべてが望ましいが、少なくとも「目標」、「支援計画」、「【本来行うべき支援ができない場合】妥当な支援の実施に向けた方針」、「総合的な方針：生活不活発病の改善・予防のポイント」欄に相当するものについては、説明し、同意を得てください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第10号 平18厚令37 第30条第10号 平18-0331003 第2の4(1)⑪ 「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」(平成18年3月31日老振発第0331009号 厚生労働省老健局振興課長通知)
<p>⑪ 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、利用者及び担当者に交付していますか。</p> <p>※ 介護予防サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者及びサービスの担当者に交付しなければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第11号 平18厚令37 第30条第11号 平18-0331003 第2の4(1)⑫

	<p>※ 交付する介護予防サービス計画については、11の説明及び同意を要する介護予防サービス計画原案の範囲を参照してください。</p> <p>※ 介護予防サービス計画は、5年間保存しなければなりません。</p>		
(12)	<p>担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めていますか。</p> <p>※ 介護予防サービス計画と各担当者が自ら提供する介護予防サービス等の当該計画(以下「個別サービス計画」という。)との連動性を高め、介護予防支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要です。</p> <p>このため、担当者に<u>介護予防サービス計画</u>を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、介護予防サービス計画と個別サービス計画の連動性や適合性について確認することとしました。</p> <p>なお、担当職員は、担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、<u>介護予防サービス計画</u>と個別サービス計画の連動性や適合性の確認については、介護予防サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましいものです。</p> <p>さらに、サービス担当者会議の前に介護予防サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効です。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第12号 平18厚令37 第30条第12号 平18-0331003 第2の4(1)⑬
(13)	<p>担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス条例において位置づけられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取していますか。</p> <p>※ 担当職員は、サービスの担当者に対して介護予防サービス計画を交付する際には、介護予防サービス計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各サービスの担当者との共有、連携を図った上で、各サービスの担当者が自ら提供する介護予防サービス等の介護予防サービス計画における位置付けを理解できるように配慮するとともに、サービスの担当者が介護予防サービス計画の内容に沿って個別サービス計画を作成されるよう必要な援助を行う必要があります。</p> <p>※ 利用者の状況や課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する介護予防サービス事業者等により把握されることも多いことから、担当職員は、介護予防サービス事業者等のサービスの担当者と緊密な連携を図り、設定された目標との関係を踏まえて利用者の状況や課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制を整備する必要があります。</p> <p>そのため、各サービスの担当者がサービスの実施を開始した後は、それぞれのサービスの担当者から、少なくとも1月に1回、介護予防サービス事業者等への訪問、電話、FAX等の方法により、サービスの実施状況、サービスを利用している際の利用者の状況、サービス実施の効果について把握するために聴取する必要があります。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第13号 平18厚令37 第30条第13号 平18-0331003 第2の4(1)⑭
(14)	<p>担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。</p> <p>※ 設定された目標との関係を踏まえつつ、利用者の有する生活機能の状況や課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けることが重要です。</p> <p>このために担当職員は、設定された目標との関係を踏まえつつ利用者の有する生活機能の状況や課題の変化に留意することが重要であり、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、設定された目標との関係を踏まえつつ利用者の有する生活機能の状況や課題の変化が認められる場合等必要に応じて介護予防サービス計画の変更、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者等との連絡、調整その他の便宜の提供を行うものとします。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第14号 平18厚令37 第30条第14号 平18-0331003 第2の4(1)⑮

<p>⑭-2 担当職員は、介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者的心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供していますか。</p> <p>利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者的心身又は生活の状況に係る情報は、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師が医療サービスの必要性等を検討するにあたり有効な情報です。</p> <p>このため、介護予防支援の提供に当たり、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している イ 薬の服用を拒絶している ウ 使い切らないうちに新たに薬が処方されている エ 口臭や口腔内出血がある オ 体重の増減が推測される見た目の変化がある カ 食事量や食事回数に変化がある キ 下痢や便秘が続いている ク 皮膚が乾燥していたり湿疹等がある ケ リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない <p>等の利用者的心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると担当職員が判断したものについて、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとします。</p> <p>なお、ここでいう「主治の医師」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第14号 の2 平18厚令37 第30条第14号 の2 平18-0331003 第2の4(1)⑮
<p>⑮ 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価していますか。</p> <p>※ 介護予防サービス計画では、設定された目標との関係を踏まえた利用者の有する生活機能の状況や課題を基に利用者の目標とする生活を実現するためのさらなる具体的な目標を定め、目標を達成するために介護予防サービス等を期間を定めて利用することとなります。</p> <p>このため、介護予防サービス計画で定めた期間の終了時には、定期的に、介護予防サービス計画の実施状況を踏まえ、目標の達成状況を評価し、今後の方針を決定する必要があります。</p> <p>したがって、評価の結果により、必要に応じて介護予防サービス計画の見直しをおこなうこととなります。</p> <p>なお、評価の実施に際しては、利用者の状況を適切に把握し、利用者及び家族の意見を徴する必要があることから、利用者宅を訪問して行う必要があります。</p> <p>※ 介護予防サービス計画の評価の結果は、5年間保存しなければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第15号 平18厚令37 第30条第15号 平18-0331003 第2の4(1)⑯

<p>(16) 担当職員は、(14)に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。</p> <p>イ アの規程による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。 ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</p> <p>(1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</p> <p>(2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 利用者の心身の状況が安定していること。 (ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 (iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 <p>(3) サービスの評価期間が終了する月および利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>(4) 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>(5) 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>※ 担当職員は、モニタリングに当たっては、介護予防サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、主治の医師、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、当該介護予防サービス事業者等の担当者との連携により、モニタリングが行われている場合においても、特段の事情のない限り、少なくともサービスの期間終了月、サービス提供した月の翌月から起算して3月に1回のいずれかに該当する場合には利用者と面接を行うことが必要です。また、面接は、原則、利用者の居宅を訪問することにより行うこととします。</p> <p>※ ただし、上記イの(1)及び(2)の要件を満たしている場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下「期間」という。）のうち、少なくとも2期間に1回は利用者の居宅を訪問することによって面接を行うときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができます。なお、テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合においても、利用者の状況に変化が認められた場合等においては、居宅を訪問することによる面接に切り替えることが適当です。</p> <p>※ テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、以下のイからホに掲</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第15号 平18厚令37 第30条第15号 平18-0331003 第2の4(1)(⑰)
--	---	--

げる事項について留意する必要があります。

イ 文書により利用者の同意を得る必要があり、その際には、利用者に対し、テレビ電話装置等による面接のメリット及びデメリットを含め、具体的な実施方法（居宅への訪問は2期間に1回であること等）を懇切丁寧に説明することが重要です。なお、利用者の認知機能が低下している場合など、同意を得ることが困難と考えられる利用者については、後述のロの要件の観点からも、テレビ電話装置等を活用した面接の対象者として想定されません。

ロ 利用者の心身の状況が安定していることを確認するに当たっては、主治の医師等による医学的な観点からの意見や、以下に例示する事項等も踏まえて、サービス担当者会議等において総合的に判断することが必要です。

・介護者の状況の変化が無いこと。

・住環境に変化が無いこと（住宅改修による手すり設置やトイレの改修等を含む）

・サービス（保険外サービスも含む）の利用状況に変更が無いこと

ハ テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、利用者がテレビ電話装置等を介して、利用者の居宅において対面で面接を行う場合と同程度の応対ができる必要があります。なお、テレビ電話装置等の操作については、必ずしも利用者自身で行う必要はなく、家族等の介助者が操作を行うことは差し支えありません。

二 テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合、画面越しでは確認できない利用者の健康状態や住環境等の情報については、サービス事業所の担当者からの情報提供により補完する必要があります。この点について、サービス事業所の担当者の同意を得るとともに、サービス事業所の担当者の過度な負担とならないよう、情報収集を依頼する項目や情報量については留意が必要です。なお、サービス事業所の担当者に情報収集を依頼するに当たっては、別途通知（※）する「モニタリングに係る情報連携シート」を参考にしてください。

※ 居宅介護支援費の入院時情報連携加算及び退院・退所加算に係る様式例の提示について（平成21年3月13日老振発0313001号）別紙3

ホ 主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得る方法としては、サービス担当者会議のほか、利用者の通院や訪問診療への立会時における主治の医師への意見照会や、サービス事業所の担当者との日頃の連絡調整の際の意見照会も想定されますが、いずれの場合においても、合意に至るまでの過程を記録しておくことが必要です。

※ 利用者宅を訪問しない月（テレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）でも、介護予防サービス事業者等への訪問、利用者への電話等の方法により、利用者自身に介護予防サービス計画の実施状況について確認を行い、利用者の状況に変化があるときは、利用者宅を訪問して確認を行うことが必要です。

※ こうして行ったモニタリングについては、1月につき1回はその結果を記録することが必要です。

※ 「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、担当職員に起因する事情は含まれません。さらに、特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要です。

※ モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければなりません。

⑯ 担当職員は、次の場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、指定介護予防サービス等の担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。

ア 利用者が要支援更新認定を受けた場合

イ 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

※ やむを得ない理由がある場合については、指定介護予防サービス等の担当者に対する照会等により意見を求めるることができます。

はい
いいえ

予防条例
第32条第17号
平18厚令37
第30条第17号
平18-0331003
第2の4(1)⑯

	<p>※ やむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定されます。</p> <p>※ サービス担当者会議の要点又は担当者への照会内容については記録するとともに、5年間保存しなければなりません。</p> <p>※ 介護予防サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存については同様です。</p>	
⑯ 介護予防サービス計画を変更する場合も、③～⑫に沿って行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第18号 平18厚令37 第30条第18号 平18-0331003 第2の4(1)⑯
<p>※ 利用者の希望による軽微な変更（例えばサービス提供日時の変更等で、担当職員が一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はありません。</p> <p>ただし、この場合においても、担当職員が、設定された目標との関係を踏まえた利用者の状況や課題の変化に留意することが重要です。</p>		
<p>⑰ 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となつたと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。</p> <p>※ 介護保険施設はそれぞれ医療機能等が異なることにかんがみ、主治医の意見を参考にする、主治医に意見を求める等をして介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行ってください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第19号 平18厚令37 第30条第19号 平18-0331003 第2の4(1)⑰
<p>⑱ 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行っていますか。</p> <p>※ あらかじめ、居宅での生活における介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業者から聴取する等の連携を図るとともに、居宅での生活を前提としたアセスメントを行った上で介護予防サービス計画を作成する等の援助を行うことが重要です。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第20号 平18厚令37 第30条第20号 平18-0331003 第2の4(1)⑱
<p>⑲ 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等（主治の医師又は歯科医師）の意見を求めていますか。</p> <p>※ 介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護予防短期入所療養介護については、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）がその必要性を認めたものに限られるものであることから、担当職員は、これらの医療サービスを介護予防サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければなりません。</p> <p>このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、担当職員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければなりません。</p> <p>※ <u>特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましいです。</u></p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第21号 平18厚令37 第30条第21号 平18-0331003 第2の4(1)⑲
⑳ の2 ⑳ の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第21号 の2 平18厚令37
※ 主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成し		

	<p>た介護予防サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければなりません。</p> <p>なお、交付の方法については、対面のほか、郵便やメール等によることも差し支えなく、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要支援認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されることのないことに留意してください。</p>		第30条第21号 の2 平18-0331003 第2の4(1)②
㉒	<p>担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、留意点を尊重してこれを行っていますか。</p> <p>※ 医療サービス以外の介護予防サービス等を介護予防サービス計画に位置付ける場合にあって、主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、担当職員は、その留意点を尊重して介護予防支援を行ってください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第22号 平18厚令37 第30条第22号 平18-0331003 第2の4(1)②
㉓	<p>担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意していますか。</p> <p>また、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。</p> <p>※ 介護予防短期入所サービスの利用日数に係る「要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、原則として上限基準であることを踏まえ、介護予防サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、適切な介護予防サービス計画を作成する必要があります。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第23号 平18厚令37 第30条第23号 平18-0331003 第2の4(1)③
㉔	<p>担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載していますか。</p> <p>また、必要に応じて隨時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載していますか。</p> <p>※ 介護予防福祉用具貸与については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。</p> <p>※ 担当職員は、利用者の介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければなりません。</p> <p>※ <u>貸与と販売の選択制となっている対象福祉用具（固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖）を介護予防サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、4-2⑤の規定に基づき、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければなりません。</u></p> <p><u>なお、対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の</u></p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第24号 平18厚令37 第30条第24号 平18-0331003 第2の4(1)④

結果を踏まえることとし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法が考えられます。

※ 介護予防福祉用具貸与については、介護予防サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び介護予防サービス計画に記載しなければなりません。なお、対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえてください。

※ 介護予防福祉用具貸与については以下の項目について留意してください。

(1) 担当職員は、利用者の介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成27年厚生労働省告示第94号）第31号のイで定める状態像の者【注1】であることを確認するため、当該利用者の要支援に係る認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該利用者の状態像の確認が必要な部分）の写しを市町村から入手しなければなりません。

ただし、当該利用者がこれらの結果を担当職員へ提示することに、あらかじめ同意していない場合については、当該利用者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手しなければなりません。

(2) 担当職員は、当該利用者の調査票の写しを指定介護予防福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を介護予防福祉用具貸与事業者へ送付しなければなりません。

(3) 担当職員は、注1で対象とならない利用者が「要支援1又は要支援2の者に係る介護予防福祉用具貸与費」に係る留意事項通知で示された判断方法による場合（【注2】に該当する者）については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、注2のいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名前を介護予防サービス計画に記載しなければなりません。この場合において、担当職員は、介護予防福祉用具貸与事業者より、当該利用者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があつたときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければなりません。

【例外給付の軽度者に該当するか否かの判断基準】

※「要支援1又は要支援2の者に係る介護予防福祉用具貸与費」に係る留意事項通知の内容を整理したもの

- 対象外種目は次のとおりであるが、以下のア～ウの判断により一定の状態像に該当する者については、例外給付が認められている。

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）

ア 原則として、次の表の定めるところにより、認定調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断する。

イ ただし、以下の表中「■」は、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護予防支援事業者が判断する。なお、この判断の見直しは、介護予防サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行う。

対象外種目	厚生労働大臣が定める者イ【注1】	厚生労働大臣が定める者イに該当する基本調査の結果
車いす・車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者	■
特殊寝台・特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがりが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
床ずれ防止用具、体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は基本調査3-2～3-7のいずれか「2. できない」 又は基本調査3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨記載されている場合も含む
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 ■
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

（注）厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）第88号

ウ アにかかわらず、次のⅰ)～ⅱ)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護予防福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。

この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当職員が聴取した介護予防サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

【注2】

ⅰ) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「厚生労働大臣が定める者イ」に該当する者
(例) パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

ⅱ) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定

	<p>める者イ」に該当することが確実に見込まれる者 (例 がん末期の急速な状態悪化)</p> <p>iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者イ」に該当すると判断できる者 (例 ゼンソク発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)</p> <p>注 括弧内の状態は、あくまでも i)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もありうる。</p>	
㉕ 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第25号 平18厚令37 第30条第25号 平18-0331003 第2の4(1)④
<p>※ 介護予防特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等と踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。</p> <p>このため、担当職員は、サービス担当者会議を開催し、介護予防サービス計画に介護予防特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければなりません。</p>		
<p>㉖ 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成していますか。</p> <p>※ 利用者に説明する趣旨には、サービス種類については、変更の申請ができることを含めて説明してください。</p> <p>※ 指定介護予防サービス事業者は、認定審査会意見が被保険者証に記されているときは、認定審査会意見に従って、指定介護予防サービスを提供するよう努める必要があります。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第26号 平18厚令37 第30条第26号 平18-0331003 第2の4(1)⑤
<p>㉗ 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第27号 平18厚令37 第30条第27号
<p>㉘ 地域ケア会議から、要介護被保険者、居宅要支援被保険者等（以下「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討や支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めていますか。</p> <p>※ 地域ケア会議が介護保険法上に位置づけられ、個別ケースの支援内容の検討を通じて、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行うことなどを目的としていることから、より積極的に協力することが求められています。</p>		予防条例 第32条第28号 平18厚令37 第30条第28号 平18-0331003 第2の4(1)⑥
<p>㉙ 居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認められるため市町村長から以下に掲げる情報の提供を求められた場合には、その求めに応じていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>介護予防サービス計画の実施状況</u> ・<u>基本チェックリスト</u> ・<u>利用者基本情報</u> ・<u>介護予防支援経過記録</u> ・<u>サービス担当者会議の開催等の状況</u> ・<u>介護予防支援に係る評価</u> ・<u>その他市町村長が必要と認める事項</u> 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第32条第29号 平18厚令37 第30条第29号 平18-0331003 第2の4(1)⑦

4-3 介護予防支援の提供に当たっての留意点	<p>○介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に發揮できるよう次に掲げる事項に留意してください。</p> <p>※利用者の要支援状態の改善又は悪化の防止という介護予防の効果を最大限發揮するために、担当職員は次に掲げる事項について常に留意しつつ、介護予防支援を提供する必要があります。</p>		予防条例 第33条 平18厚令37 第31条 平18-0331003 第2の4(2)
	<p>① 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指していますか。</p> <p>※ 担当職員は、支援を行うことによって利用者がどのような生活を営むことができるのかということを常に留意しながら、支援を行う必要があります。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第33条第1号 平18厚令37 第31条第1号 平18-0331003 第2の4(2)①
	<p>② 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援していますか。</p> <p>※ 利用者の主体的な取組がなければ介護予防の十分な効果も期待できないおそれがあることから、担当職員は、介護予防支援の提供を通じて、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行う必要があります。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第33条第2号 平18厚令37 第31条第2号 平18-0331003 第2の4(2)②
	<p>③ 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有していますか。</p> <p>※ 利用者が介護予防に意欲を持って主体的に取り組んだり、支援を受けることによってどのような生活を営めるようになるのかを理解することが重要です。</p> <p>※ 介護予防サービス事業者等が設定された目標を共有することにより、その目標を達成するために適切な支援を行うことが重要です。</p> <p>※ 利用者が主体的に目標の達成に取り組めるよう、利用者と一緒に目標を設定することが重要です。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第33条第3号 平18厚令37 第31条第3号 平18-0331003 第2の4(2)③
	<p>④ 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮していますか。</p> <p>※ 介護予防の取組が利用者のできる行為を増やし、自立した生活を実現することを目指すものであることから、利用者のできる能力を阻害するようなサービスを提供しないよう配慮してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第33条第4号 平18厚令37 第31条第4号 平18-0331003 第2の4(2)④
	<p>⑤ サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用していますか。</p> <p>※ 介護予防においては利用者の生きがいや自己実現のための取組も含めて利用者の生活全般を総合的に支援することが必要です。</p> <p>※ 介護予防支援の提供に当たっては、介護予防サービスのみで利用者を支援するのではなく、利用者自身の取組や多様な主体によるサービスが連携して提供されるよう、サービス担当者会議等の機会を通じて配慮してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第33条第5号 平18厚令37 第31条第5号 平18-0331003 第2の4(2)⑤
	<p>⑥ 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮していますか。</p> <p>※ 要支援者の心身の状態が改善したり、悪化することにより、地域支援事業における二次予防事業の対象者となったり、要介護者と認定されることがあります。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	予防条例 第33条第6号 平18厚令37 第31条第6号 平18-0331003 第2の4(2)⑥

	<p>また、二次予防事業の対象者の心身の状態が悪化したり、要介護者的心身の状態が改善することにより要支援者と認定されることもあります。</p> <p>このような場合に、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者と連携を図ってください。</p>	
	<p>⑦ 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとしていますか。</p> <p>※ 利用者が要支援に至る過程やその状態は様々であり、また、利用者の意欲や生活の状況等によって、取組の方法についても様々であることから、一人ひとりの利用者に応じて、効果的なサービスが提供されるよう支援してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	<p>⑧ 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めていますか。</p> <p>※ 介護予防支援の提供を通じて利用者の機能が改善した場合には、その機能が維持できるように、利用者自らが継続的に意欲を持って取り組めるよう支援してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

第5 変更の届出

5-1 変更の届出	<p>① 次の事項に変更があったときは、10日以内にさいたま市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ 登記事項証明書又は条例等（指定介護予防支援事業に関するものに限る。） エ 事業所の平面図 オ 管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 カ 運営規程 キ 介護支援専門員の氏名及び登録番号</p> <p>※ 管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行ってください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 	法 第115条の25 第1項 施行規則 第140条の37 第1項 第140条の37 第2項
	<p>② 休止した事業を再開したときは、10日以内に、再開した年月日をさいたま市長に届け出ていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 	法 第115条の25 第1項 施行規則 第140条の37 第3項
	<p>③ 事業を廃止又は休止しようとするときは、次の事項を、廃止又は休止の日の1ヶ月前までに、さいたま市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 廃止又は休止しようとする年月日 イ 廃止又は休止しようとする理由 ウ 現にサービスを受けている者に対する措置 エ 休止の場合は、予定期間</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 	法 第115条の25 第2項 施行規則 第140条の37 第4項

第6 介護給付費の算定及び取扱い

6-1 基本的事項	<p>①費用の額の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> 費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）」に、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）」の別表「指定介護予防支援介護給付費単位数表」に定める単位数を乗じて算定します。 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行います。 算定された単位数から金額に換算する際に生じる1円未満の端数については、切り捨てて計算します。 		平18厚労告129 第1~3号 平18-0317001 第2の1(1)
	<p>②加算等の体制届</p> <ul style="list-style-type: none"> 加算等の体制届のうち、告示上事前の届出が必要な届出については、令和6年4月1日から厚生労働省老健局長が定める様式により、原則として、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出します。ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法によることも可能とされています。 事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出てください。この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとします。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然ですが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処することになります。 		平18-0317001 第1の1,5
6-2 介護予防支援費	<p>(1) 介護予防支援費(I)</p> <p><u>地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者が、利用者に対して介護予防支援を行い、かつ、月の末日において給付管理票を提出している場合に、所定単位数を算定していますか。</u></p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当	平18厚労告129 別表イ注1
	<p>(2) 介護予防支援費(II) 【新】</p> <p>厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、市長に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者が、利用者に対して介護予防支援を行い、かつ、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している場合に、所定単位数を算定していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当	平18厚労告129 別表イ注2

6-3【新】 高齢者虐待防止措置未実施減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 基準第26条の2に規定する基準に適合していること。</p> <p>※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、「3-26 虐待の防止」（基準第26条の2）に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算します。</p> <p>具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3ヶ月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算します。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当	平18厚労告129 別表イ注3 平27厚労告95 第129の4号 平18-0317001 第2の11 (1)
6-4【新】 業務継続計画未策定減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 基準第18条の2第1項に規定する基準に適合していること。</p> <p>※ 業務継続計画未策定減算については、「3-16 業務継続計画の策定等(1)」（基準第18条の2第1項）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算します。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当	平18厚労告129 別表イ注4 平27厚労告95 第129の5号 平18-0317001 第2の11 (2)
6-5【新】 中山間地域等居住者加算	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて介護予防支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 対象地域：さいたま市の近隣では、春日部市(宝珠花)（対象地域はこれ以外もあります）</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当	平18厚労告129 別表イ注7 平21厚労告83 第2号
6-6 サービス種類相互間の算定関係	<p>利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。)若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、介護予防支援費は、算定していませんか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当	平18厚労告129 別表イ注8
6-7 初回加算	<p>新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき300単位を加算していますか。</p> <p>※ 予防給付における初回加算の算定に当たっては、新規に介護予防サービス計画を作成する場合に、算定されることとなっています。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当	平18厚労告129 別表ロ 平18-0317001 第2の11 (4)
6-8 委託連携加算	<p>介護予防支援事業所（地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。）が利用者に提供する介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該居宅介護支援事業所に提供し、当該居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として300単位を加算していますか。</p> <p>※ 当該委託に当たっては、当該加算を勘案した委託費の設定を行ってください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当	平18厚労告129 別表ハ 平18-0317001 第2の11 (5)